

# 特定法人による農地取得事業 —構造改革特区—

【初認定】  
養父市：平成28年11月9日

## ●（構造改革区域法第24条）

### 規制改革の内容

#### 特例措置前 ※農地法

農地を取得できる法人（企業）は、農地所有適格法人に限定

#### 特例措置

「農地所有適格法人以外の法人」について、一定要件を満たす場合に地方自治体を経由して農地の取得を認める。

#### 効果

- 農業の担い手の確保
- 遊休農地の発生防止・解消
- 農地の効率的な利用

### 規制改革の概要



農地所有者

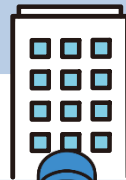
所有権移転



自治体

所有権移転

※不適正な利用の際は自治体に所有権を移転する契約を締結



企業

長期的、安定的な農業経営

担い手不足、  
遊休農地の解消

6次産業化の促進

